

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にAに入社し、平成〇年〇月〇日、同社がA会社（以下「会社」という。）に法人化すると同時に取締役工場長に就任し、さらに、平成〇年〇月から会社のB県C市所在のC支店に異動となり、取締役支店長として、売上げ管理、見積書作成、クレーム対応等の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C支店内の定例会議中に突然、椅子から転げ落ちるように倒れ、C医療センターに救急搬送され、「脳内出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病を発病した時期には、会社の取締役の地位にあったことから、本件判断にあたっては、請求人が労災保険法上の労働者に当たるか否かについての検討を要することとなる。

(2) 労災保険法は、労働者についての定義規定を置いていないが、同法にいう労働者とは、労働基準法に規定する労働者同一のものをいうと解され、労働基準法第9条は「労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と規定されていることから、労災保険法の労働者とは、使用者の指揮監督の下に労務を提供し、その対価として使用者から賃金の支払いを受ける者をいうと解される。

したがって、一般に法人の代表者や業務執行機関にある者のごとく、事業主体との関係において使用従属関係に立たない者については、労働者とは認められないものであるが、法人の取締役等であっても業務執行権を有しない者については、その使用従属関係の実態に考慮した上で、労働者として認められるか否かを判断する必要がある。

(3) そこで、上記を踏まえ、請求人の労働者性について検討すると、次のとおりである。

請求人は、一定範囲の人事権を有するとともに、タイムカード等による労働時間管理をされておらず、その報酬は、全額が役員報酬として会計処理されていた。また、休暇の取得や勤務時間中の拘束など、就業規則に則った管理を受けておらず、相当程度の裁量権をもって業務に従事していたものと判断できる

ところであり、さらに、労災保険・雇用保険の適用対象ともされていなかった。以上のことからみると、請求人について、にわかに労働者であったとは判断しにくいところであるが、一方において、請求人は取締役とはいえ、経営判断に係る具体的な執行権を有していたとは認められず、同時に付与されていたC支店長の職名のもと、労働者管理、クレーム対応等の一般的な業務に従事していたと認められるところであり、そこにおいて社長の指揮命令下で労務を提供していたものと判断できる。さらに、部長職との報酬額の差や中小企業退職金共済制度の加入対象者であったことなどを合わせ考えると、労働者であったと判断すべき要素も少なくない。

当審査会としては、上記の事情を総合判断して、会社組織における請求人の使用従属性は否定できないものであるとの判断から、請求人は労災保険法上の労働者と認められるものと判断し、以下、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであるか否かを検討する。

(4) 請求人に発症した疾病について、D医師の意見書及び労働局地方労災医員協議会脳・心臓疾患専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書ともに、疾患名を「脳出血（左被殻部）」とし、発症時期については「平成〇年〇月〇日午前7時30～40分頃」と判断しているが、当審査会としても、発病の経緯と事後の診断経過から見て、同判断は妥当であると考える。

(5) 請求人の疾病は、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨は、決定書別紙に記載のとおり。）」の対象疾病であり、当該疾病の業務起因性を判断するに当たっては、認定基準に則して「業務による明らかな過重負荷」の有無を判断するものとされているところであるが、当審査会としても、この取扱いは妥当なものであることから、以下、認定基準に基づいて、本件について検討すると、次のとおりである。

#### ア 異常な出来事について

発症直前から前日までの間に、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。この点、請求人らは、本件疾病発症当日の会議前に、社長から厳しい叱責を受けたことが精神的負荷のかかる出来事であった旨主張するが、同叱責は同席した部長の業務態度を理由とするものであり、ほとんどの時間は部長

に対する叱責であったとされており、さらに、その時間も15分ないし30分程度のものであったという事情から見て、業務に関連する「異常な出来事」とは認められないものである。

#### イ 短期間の過重業務について

請求人の労働時間については、タイムカード等、これを証明するものがないことから、監督署長は請求人及び会社関係者の申述を精査し、平日の出勤時刻と退勤時刻、土曜日の労働、及び休憩時間等を算定している。当審査会としては、請求人や会社関係者の申述内容を再度精査して、誤りないしは漏れがないかを確認する作業を行ったところ、会社関係者の申述から、午後の時間帯において請求人が業務に従事していたか否かが不明な時間が相当程度あるとみられるところであり、これを週に5時間の休憩とみることはやや少なきに失するとの感を否めないものの、監督署長による労働時間の算定は全体として合理的かつ適正であると判断し、請求人の労働時間は最大限に見積もっても同記載のとおりであったと判断する。

そこで、発症前おおむね1週間における請求人の時間外労働時間についてみると16時間15分であり、発症日前2日間は休日であるとともにその他休日も毎週確実に確保されていることから、特に過重な業務に就労していたものとは認められない。

#### ウ 長期間の過重業務について

請求人の発症前6か月間における時間外労働時間についてみると、1か月前が60時間、2か月前が85時間15分、3か月前が79時間、4か月前が51時間45分、5か月前が64時間30分、6か月前が86時間30分となっており、一定の時間外労働が行われた時期があったことは認められるものの、平均して80時間を超えるような時間外労働が継続していたとは認められない。また、前述のごとく、会社関係者の申述から、請求人は午後の時間帯において勤務を中抜けすることが度々あったことが認められ、労働時間の利用について相当程度裁量の余地があったと判断できるところであり、過重な業務に従事することを強られる状態にあったとは判断できない。この点、請求人らは、特にリーマンショック後、精神的な重圧のもとで業務に従事していた旨を主張するが、請求人の業務が増大する等の具体的な主張はなく、また労働時間についても、そのために増加した事実は認められないこ

とから、同主張は認められない。

エ 以上のことから、請求人の発症直前において業務に関連した異常な出来事に遭遇したことは認められず、また、短期間及び長期間における過重労働も認められなかったことから、本件疾病は業務上の事由によるものであると認めることはできない。

オ 請求人の健康状態について、専門部会は、意見書において、要旨、「発症1か月前の平成〇年〇月〇日に実施された健康診断において、血圧が、1回目が238/161、2回目が239/154で、蛋白強陽性、肝機能障害の所見が認められ、心肥大を疑わせる所見が認められる。「高血圧症」は、本件疾病の重要なリスクファクターとされており、230以上/150以上の状態であれば、関連性は強いと考える。」と所見しており、請求人には基礎疾患として高血圧症があったと認められる。この点、請求人自身も、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、35歳前位の時に生命保険加入のための健康診断において血圧が170/110位あったと自認していることから、その症状は長期間にわたって保持されていたものであると認められるところである。請求人らは、同血圧の記録について、前日遅くまで飲酒していたこと等を述べ、高血圧の既往があったことを否認するが、請求人らは、平成〇年〇月〇日付け作成の申立書の2の(2)において「2～3年前から夕方6時過ぎになると心臓が激しく動悸し約10分程止まらないことがしばしばあった。」と記載しており、当該症状が高血圧症によるものであるか否かは不明であるものの、身体の変調について一定の自覚症状があったことは自認している。しかしながら、請求人は、電話聴取書において、要旨、「本件疾病発症以前に高血圧症の治療を受けたことはない。」と述べており、こうした症状は放置されていたものと推認される場所である。

カ 以上のことからみて、請求人の本件疾病は、請求人の既往である高血圧症が、自然経過の中で増悪したものと判断することが妥当である。なお、請求人らは、会社の安全配慮義務違反及び治療機会の喪失を主張するが、請求人の健康管理にかかる会社側の責任の有無は、上記結論を左右するものではなく、また、請求人の電話聴取書において、「E接骨院は、実家に帰省した際の土曜日を利用した。」と述べていることから、請求人には高血圧症に係る治療機会がなかったとは考えにくいものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。